



函館市監査公表第10号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

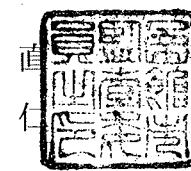
平成28年3月28日

函館市監査委員 山田潤一

函館市監査委員 植松直

函館市監査委員 吉田崇仁

函館市監査委員 阿部善一

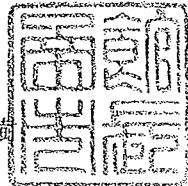


函 戸 地
平成 28 年 3 月 7 日

措 置 通 知 書

函館市監査委員様

函館市長 工 藤 壽 横



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	戸井支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	平成27年10月5日～平成27年12月25日	講評日	平成28年1月6日
調査対象事項名	戸井地域福祉バス賃貸借単価契約		

指摘事項、意見・要望事項

(2) 個別的事項

ア 契約事務について（戸井地域福祉バス賃貸借単価契約）

(ア) 指摘事項

賃貸借料のうち、時間制運賃は、契約書において、実際の運行時間、すなわち出庫から帰庫までの時間に、始業点検時間、終業点検時間として各1時間を加算して算出するとしているところ、実際の点検時間を含む始業から終業までの時間を運行時間と捉え、さらに始業点検時間、終業点検時間として各1時間を加算して算出してはいたほか、賃貸借料の支払については、賃貸人からの月次報告書の提出を受け速やかに処理すべきところ、受理後約2ヶ月間にわたり処理していない月があったことから、契約書に基づく適正な執行はもとより、適切な事務処理に努められたい。

措置内容、対応・考え方

- 戸井地域福祉バス賃貸借単価契約につきましては、平成27年度から、国が定めた新たな貸切バスの運賃・料金制度に準拠した単価契約を締結しているところであります。定期監査の対象期間である平成27年4月から7月分の支払いを含め、同年9月分までの支出において、ご指摘のとおり賃貸借料の算出について錯誤があり、合計で、86,940円の過払いが生じておりましたことから、契約当事者双方において確認を行い、平成27年12月7日、発注先の業者から市に対し過払分の全額が返納され、10月分以降は、適正な算出と支払いが行われております。
- また、賃貸借料の支払事務の遅延につきましては、平成27年8月に、5月、6月分の支払事務が未了であることを確認し、直ちに支払い手続きを行い、これ以後については、遅滞なく適正に処理を行っているものでございます。
- この度の指摘事項につきましては、過払い金の返納を受けた平成27年12月7日をもって、処理を終えたところでございますが、再発防止を図るため、引き続き、事務処理方法等を工夫し、更なる改善に取り組んでまいります。